

鳥取県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
伯耆町	基盤整備促進事業根雨原地区区画整理	平成11年3月31日